

小岩剣友会倫理規定

(倫理におけるガイドライン)

<前書き>

我が国の憲法、それに基づく法令、例規、企業であれば社内規定、等々、その場に身を置く者が守らなければならない規則というものがあるが、それが適用し得ない、つまり違法・違反とはいえないまでも是非を問われたり、批判の対象になったり、または信用を失う結果になったりすることも多く存在するのは事実である。そこで、小岩剣友会（以下、本会）の会員が有形無形に“ならぬはならぬ”ことを倫理の観点から規定したガイドランを定めることにした。

<目的>

この規定は、本会における基本的倫理事項を定めることによって、地域社会における信頼を維持・向上させ、同時に、剣道指導に制限をかけるものではなく、これにより、より効果的で良好な指導や剣道修練がなされ、各会員の本会所属の意義や意味を深めることにつながることを目的とする。

<適用範囲>

役員を含む当会のすべての会員、並びに少年部全会員の父母・保護者に適用する。

<規定制定の基本>

当会は一般財団法人全日本剣道連盟が定めるところの「倫理に関するガイドライン」の内容に準拠するものとする。

また、本会の使命や意義を自覚し、剣道修練の心構えである、旺盛なる気力を養い、礼節をとうとび、信義を重んじ誠を尽くして、常に自己の修養に努めて、剣道理念の実践を怠らなければならない。

<遵守事項>

本会の全ての会員、並びに少年部会員の父母・保護者、及び本会に関わる者は何人も以下に定める暴力行為、並びにドーピング等の薬物乱用行為、及び会費、その他収入の本会活動費の不正流用や不正処理を絶対に行ってはならない。

<暴力行為の定義>

暴力とは暴(手荒に振る舞う、激しく荒々しい、度を超す)を伴う有形無形の力であることから、ハラスメント全般を含み具体的には以下を指す。

- ・身体的制裁（殴る、蹴る、突き飛ばす、故意に突き上げる・搦ち上げる、等）
- ・明らかな正当且つ適正な防衛を除く攻撃・反撃（殴る、蹴る、突き飛ばす等）
- ・人格の否定（言葉、態度）
- ・脅迫、威圧、いじめ、嫌がらせ
- ・セクシャルハラスメント等の各種ハラスメント
- ・その他、相手を精神的、肉体的に傷つける言動や行為、そして精神や身体的なことへの誹謗中傷（例：ちび、でぶ、はげ、じじい、ばばあ、バカ、マヌケ、等の類）を面白半分に卑下や軽蔑的な響きを込めて発言すること、等。

<暴力行為や薬物乱用行為に対する理解>

- ・ 剣道の価値・存在を否定し、剣道そのものを危機にさらすものである。何故ならば、人間の尊厳を否定するものである。
- ・ 指導者と剣道を指導される者、並びに／または剣道を行う者相互の信頼関係を根こそぎ崩壊させるものである。
- ・ 理由に関係なく、許されないものであり、誠に恥ずべき行為である。

<適用対象者全員の心得>

- ・ 個人の尊厳と名誉を重んじ、個人情報等のプライバシーに配慮しなくてはならない。
- ・ 本会内では公私を明らかとし、役職や立場を利用して自己の利益を図ることや、幹旋・強要をしてはならない。
- ・ 一般的な暴力行為の定義を理解し、剣道の指導の場において暴力行為の一掃を図ることが必要であり、そのためには剣道界の視点のみならず、常に世間一般の視点から自らの行動を客観的に判断し、改善していかなければならない。
- ・ 相手が意に沿わない言動をとった場合、暴力に頼っても問題そのものの解決には一切ならないことを認識しなくてはならない。
- ・ 言動の受け止め方には、個々の間柄、男女間、その人の立場や考え方、育った文化により差異があり、本人の意図とは関係なく相手を傷つけてしまう場合があることを理解しておかねばならない。
- ・ 指導する者、指導される者、父母保護者に関係なく、暴力行為を受けた者は、相手との人間関係を考えてしまって拒否することができないなど、明確な意思表示が困難なことも少なくないが、それを同意・合意と勘違いしてはならない。特に指導者と被指導者や先輩後輩の関係において明確な意思表示がしづらい構造があることは、セクシャルハラスメント等の場合と同様である。

<指導者の心得>

- ・ 上記に挙げる暴力行為による強制と服従では、優れた競技者や強いチームの育成が図れないことを認識しなければならない。
- ・ 稽古中の暴力行為を厳しい指導として正当化するのは誤った考えであることを認識しなければならないばかりではなく、高段者ほど剣道の理念を失念していると認識しなければならない。
- ・ 暴力行為が“指導における必要悪”という誤った考えを捨て去らなければならない。
- ・ 剣道を修練する者に必要なもの、本人の資質や求めているものを考慮し、剣道を修練する者自らが考え、判断することのできる能力の育成に努力しなければならない。
- ・ 信頼関係の下、常に剣道を修練する者との良好な意思疎通を図るよう努めなければならない。

附 則

1. この規定は、2019年4月1日から施行する。